

県立日南病院飲食店運営に関する仕様書

1 物件概要

- (1) 所在地：日南市木山1丁目9番5号 宮崎県立日南病院
- (2) 用途：飲食店（いわゆる食堂、レストランなど）
- (3) 貸付面積：171.70㎡（位置図及び平面図は別紙参照）
- (4) 参考
 - ア 患者数
 - ① 入院患者 1日平均225人（令和元年度）
 - ② 外来患者 1日平均368人（令和元年度）
 - イ 職員数
 - ① 病院職員 約450人（会計年度任用職員含む）
 - ② 委託職員 約150人

2 契約

(1) 契約方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び公有財産取扱規則（昭和39年宮崎県規則第20号。以下「公有財産取扱規則」という。）に規定する行政財産の貸付けにより契約するものとする。選定された事業者は、賃貸借契約書の締結を行うものとする。

(2) 契約期間

- ア 契約日から令和7年3月31日までとする。
- イ 契約期間には、飲食店の設置、改修及び撤去に要する期間を含むこととする。
- ウ 事業者から解約を申し出るときは、3か月前までに行わなければならない。

(3) 契約解除等

県立日南病院（以下「病院」という）は次のアからエまでのいずれかに該当するときは、契約の解除又は変更することができる。この場合において、事業者に損害又は損失が生じても、病院はその賠償又は補償の責めを負わない。

- ア 事業者が契約条項に違反したとき。
- イ 事業者が参加資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したとき。
- ウ 貸付料の支払いの有無を問わず、飲食店の休業状態が1か月間継続しているとき。
- エ 公用又は公共用に供するため、貸付物件を必要とするとき。

3 仕様

事業者は以下の項目を遵守した上で、飲食店での食事及びその他のサービスの提供に当たらなければならない。

(1) 一般事項

- ア 法令が定める官公庁への申請又は届出については、すべて事業者の負担で実施すること。
- イ 事業者は、食堂及びその周辺における衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した問題等については、すべて事業者の負担と責任において対処すること。
- ウ 危機管理について、食中毒発生防止に関する体制の確保、事故防止及びクレーム処理等の対処が万全であること。
- エ 既存の設備を除く飲食店の設置（什器類等含む）にかかる費用は、事業者の負担によるものとする。また、事業者の都合による内装等の変更・改修等については、病院と協議の上、病院の許可をもって行うことができるが、その経費は事業者の負担によること。

- オ 利用者からの要望や苦情に関しては、素早く適切に対応すること。
- カ 従業員に対して接遇、衛生管理、危機管理等必要な研修を実施すること。
- キ 従業員が院内駐車場を利用する場合は、あらかじめ病院に届け出て許可を得ること。
- ク 事業者は、貸付物件を他の者に使用させるか、または転貸してはならない。
- ケ 貸付物件は、最善の注意を持って維持保存に努めること。また、事業者は、貸付物件を飲食店の営業以外の用途に供してはならない。
- コ 本件の使用にあたっては、関係法令及び規程を遵守すること。

(2) 廃棄物処理

営業により発生した廃棄物の回収は、事業者が責任をもって行うこと。また、法令を遵守するとともに、環境に配慮して適切に処分すること。

(3) 営業日及び営業時間

ア 営業日

営業日は、事業者が定めることとする。ただし、平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日）は、原則営業すること。

イ 営業時間

営業時間は、事業者が定めることとする。ただし、午前11時から午後2時までは、原則営業すること。

【現行】午前9時から午後3時まで

(4) メニュー、サービス及び販売価格等

ア メニュー及び取扱商品

メニュー及び取扱商品に関しては事業者の自由裁量とするが、利用者のニーズに沿ったメニューを提供するよう努めること。また、アルコール類、たばこ類及びその他病院が適さないと判断するものは、販売を禁止する。

イ 販売価格

事業者の自由裁量とするが、より高い品質を確保した上で、安価な価格設定に努めること。なお、市価と著しく差異のあるものは認められない。

ウ その他サービス

病院スタッフへの出前の対応やご意見箱を設置すること等によりメニュー及び付加サービスの向上に努めること。

4 貸付料

- (1) 貸付料は、年度ごとに納入通知書により、指定する期日までに前納すること。なお、貸付料は、初年度は契約日から翌年3月31日までの期間で按分した額、次年度以降は4月1日から翌年3月31日までの期間で按分した額となる。また、貸付料の消費税相当分については、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率により算出した額とする。
- (2) 貸付料は、病院が別途発行する納入通知書により指定する期日までに納入しなければならない。なお、指定した期限までに納入がない場合は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じて延滞金を徴収するものとする。また、督促状を発行した場合は、督促手数料を合わせて徴収する。この延滞金及び督促手数料は、病院の発行する納入書によって納入しなければならない。
- (3) 病院は、経済事情の著しい変動その他正当な理由がある場合は、貸付料の増額を要求することができる。

5 経費負担

(1) 管理費用

貸付物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管

理、ごみ処理にかかる経費等、飲食店の営業にかかる経費は原則として事業者の負担とする。

(2) 光熱水費

光熱水費は事業者の負担とし、病院が別途発行する納入通知書により指定する期日までに納入しなければならない。また、光熱水費の算定に用いる子メーターは、計量法に基づく計量認定を受けた計量器とし、事業者の負担により設置すること。

(3) 電話通信費

外線電話の通信料は事業者の負担とする。

(4) 原状回復及び返還

事業者は、契約を解除したとき又は契約期間が満了したときは、自己の費用で貸付物件を原状に回復し、病院が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、病院が特に承認したときは、この限りではない。

また、事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、病院が原状回復のための処置を行い、その費用を事業者に請求することができる。この場合においては、事業者は何ら異議を申し立てることができないものとする。

(5) 損害賠償

事業者が物件の使用に当たり、病院又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。

また、事業者がその責めに帰する理由により、貸付物件の全部又は一部は滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を県に支払わなければならない。ただし、事業者が自己の費用で貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

6 その他

この仕様書に定めるもののほか、営業に際し定めが必要な事項が生じた場合は、病院と協議すること。